

太田市農業集落排水処理施設新受益者取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年太田市条例第235号）第8条の新たに受益者となろうとする者（以下「新受益者」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規加入)

第2条 市長は、新受益者の加入については、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する時に認めるものとする。

- (1) 加入に係る汚水を処理する管の接続する農業集落排水処理施設の処理する能力の量を超えない範囲内である場合
- (2) 加入に係る土地が接する道路に農業集落排水本管（以下「排水本管」という。）が埋設されている場合

(接続工事の施工)

第3条 新受益者は、排水本管への接続工事の施工について、市の指導及び助言に従うとともに、太田市農業集落排水処理施設条例（平成17年太田市条例第236号）、太田市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年太田市規則第235号）及び太田市公共ます設置要綱（平成18年7月1日太田市制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき行うものとする。

(工事費の負担)

第4条 新規加入に伴う公共ます設置に係る工事費の負担については、要綱第6条の規定を準用する。

(所有及び維持管理等)

第5条 排水本管から公共ますまでの設備の所有権は、費用負担にかかわらず市に帰属するものとし、当該設備の維持管理等については、要綱第8条の規定を準用する。

(申請)

第6条 新受益者は、農業集落排水施設加入申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。